

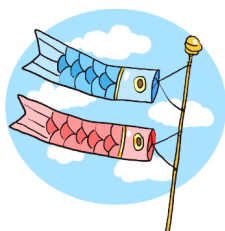
令和2年度
学校通信
5月号 No. 1

杭瀬小だより

尼崎市杭瀬北新町 2-6-1
尼崎市立杭瀬小学校
TEL06-6488-3581

☆ホームページアドレス <http://www.ama-net.ed.jp/school/E11/index.html>

臨時休業が5月31日（日）まで延長となりました



今年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発令されており、ご家庭で過ごし方を工夫されていることと思います。また、医療機関をはじめとする様々な分野で私たちの生活を支えていただいている方には感謝申し上げます。

3月3日から臨時休業になり、子どもたちの声が聞こえない教職員だけの学校はとても静かになりました。始業式や登校日に子どもたちが登校すると、学校に活気が戻り、子どもの存在の大きさとパワーを感じました。また、入学式の開催が二転三転する

中、その都度、職員が知恵を絞りながら一丸となって準備をし、急遽、運動場で実施することになりましたが、かわいい80名の1年生を迎えることができました。6年生が校歌を紹介することや、1年生がお祝いの掲示をした体育館や教室に入ることはできませんでしたが、澄み渡る青空、満開の桜の下での入学式は感慨深いものになりました。

臨時休業が5月31日（日）まで延長されることになり、3ヶ月に及ぶお休みとなります。お子さまの健康や学習が心配され、担任が電話連絡をさせていただきました。このような状況の中、各ご家庭でお子様の状態に合わせて、規則正しい生活を心がけ、学習課題を見ていただいていることがよくわかりました。家庭学習には、尼崎市教育委員会の「あまっ子 動画・番組学習支援サイト」や文部科学省の「子供の学び応援サイト」等もご活用ください。

5月11日（月）、12日（火）にお渡しする学習課題は、復習だけでなく、教科書に基づいた内容とし、学校再開後の授業につながるものとしています。教科書を読んだり、辞書で調べたりして、取り組むようお願いいたします。また、この機会に自分の苦手なことや興味を持ったこと等、自分で課題を決めて自主学習に取り組むことは、今後の学習に生かすことができると思います。

登校日や学校再開等の連絡はミマモルメで行いますので、未登録の方は、必ず登録されている方と情報共有できるようにしておいてください。また、ホームページ(尼崎市・尼崎市立教育総合センター・杭瀬小学校)にも情報を掲載しておりますので、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。(国や県、市の状況により、急遽、対応が変わることがありますことをご了承ください。)

ご家庭におかれましても、不要不急の外出を控え、お子さま、ご家族の皆様の健康に留意されますようよろしくお願いいたします。



～ 臨時休業期間延長に伴う学習課題等の配布について ～

5月11日(月)5月12日(火)の2日間で、担任が配布物をポスティングさせていただきます。この度の訪問は、ご自宅の場所を確認させていただきますので、家庭訪問を兼ねて行います。

(今年度につきましては、学校が再開されてからの授業時数確保のため、今回の訪問を家庭訪問とさせていただきます。ただし、ご希望される場合は、学校再開後、お話をさせていただき対応も考えております。学校再開後、ご案内をさせていただきます。) 児童一人ひとりの担任が訪問しますので、兄弟のいるご家庭は複数回の訪問になります。

また、今回の訪問では、インターホン等により声掛けをさせていただきます。(尼崎市教育委員会の方針により、自宅等で過ごす子どもたちの心身の健康状態を把握することが目的です。) 可能な限り、お子さまとともにご対応よろしく願いいたします。ソーシャルディスタンス(適当な距離をとりながら)短い時間でお話をさせていただきます。留守等で対応がなかった場合は、お電話をさせていただきます。また、配布物が多くポストに入らない場合は、玄関先に置かせていただきます。(都合が悪い場合は、5月7日(木)5月8日(金)9:00～16:00 杭瀬小学校までご連絡ください。) また、5月13日(水)以降に、配布物が確認できない場合も杭瀬小学校(06-6488-3581)までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

～ 臨時休業期間の学習について ～

今回の課題は、前年度の3月や4月、5月に学習する内容を教科書に基づいて作成しています。学校再開後に自宅での学習を前提に授業を行います。教科書等をよく読み、取り組んでください。ひとりで学習することを考えて作成していますので、教科書の単元の順番ではない場合もあります。また、答えを付けている課題については、おうちの方と一緒に確認してください。また、1日の予定を立て、振り返るプリントを活用し、学校の時間帯にあわせて学習すると生活がしやすいです。さらに、興味があることや復習等の自主学習にも取り組んでください。

運動不足が心配されていることから、杭瀬小学校では、「運動カード ～毎日いろいろな運動をやってみよう」を作成しました。お子さまの状態にあわせて無理のない範囲で運動できるように励ましていただくとありがたいです。

臨時休業中の家庭学習を支援するため、杭瀬小学校の教員が作成した動画やワークシートを、保護者や児童が視聴し、ダウンロードできるクラウドサービス「Box」をご案内します。

5月11日から作成できたものからアップしていきます。

配付した学習課題の他に、自主学習などでご活用ください。

※「Box」の専用アプリがなくても利用可能です。

※動画の再生等にかかる費用は保護者の方の負担となりますことをご了承のうえ、ご活用ください。



※URLとQRコードについては、11日（月）、12日（火）にお配りする学校だよりをご覧ください。

※「Box」の動画は杭瀬小学校の児童のために職員が作成したものですので、視聴のみにとどめ、個人情報保護や情報保持の観点からダウンロードや転載はおやめください。

今後も、インターネット機器を利用した教材や動画の提供、学校等のICT機器の利用や分散登校日、校庭開放等については、教育委員会の方針のもと、学校で検討していきます。環境が整い次第、「ミマモルメ」や「杭瀬小学校ホームページ」でお知らせいたしますのでお待ちください。

～ 保護者の方と連絡を密に ～

学校の職員も保護者の皆様、お子さまの心身の健康状態、学習等について心配しています。電話等で連絡をすることもありますので、ご協力よろしく願いいたします。

～ マスクの配布について ～

国の緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、時期をずらして、児童一人あたりマスクが2枚配布されます。5月1日現在、杭瀬小学校には児童一人あたり1枚のマスクが届きましたので、学習課題等と一緒に配らせていただきます。感染防止に役立てていただきますよう、お願いいたします。

☆ 給食費について

4月の諸費は、銀行の手続きが間に合いましたので、給食費の引き落としはしませんでした。しかし、5月の諸費は、臨時休業の延長が決まった時点で、引き落とし中止の手続き期間が終了していたため、諸費に給食費が含まれています。そのため、6月の諸費は、給食費を含まない処理をし、5月に徴収した給食費を6月に使わせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

☆ 学校再開時の持ち物について 【6月1日（月）】

- | | | |
|--|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ランドセル | <input type="checkbox"/> 黄帽子 | <input type="checkbox"/> ハンカチ・ちり紙 |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具 | <input type="checkbox"/> 連絡帳またはスタディプラン | |
| <input type="checkbox"/> 国語・算数（ノートは配られている学年のみ） | <input type="checkbox"/> 上ぐつ | |
| <input type="checkbox"/> 就学援助申請希望調査票 | <input type="checkbox"/> 臨時休業中の学習課題 | |

※登校する時は、検温、健康観察、マスクを着用して登校してください。

☆ 新型コロナウイルスの影響に伴う就学援助制度の取り扱いについて

尼崎市教育委員会学事課から新型コロナウイルス感染防止対策による、臨時休校の更なる延長に伴い、就学援助の申請期間等が変更になったと連絡がありました。

◎申請期間の延長

4月認定とする方の締切日が5月20日から **6月30日まで延長**されました。

※詳しくは、尼崎市教育委員会学事課からの「**新型コロナウイルスの影響に伴う就学援助制度の取り扱いについて**」をご覧ください。

☆ 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」について

尼崎市教育委員会を通じて、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」の連絡がありました。この支援金については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。

詳しくは、以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

<本件問い合わせ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日、祝日を含む

0120-60-3999（受付時間9:00～21:00）

また、働く方・経営者への支援については、以下のホームページもご参照ください。

○（厚生労働省兵庫労働局）働く方・経営者への支援（新型コロナ感染症への対応について）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/shingatakronazyoseikin_00682.html

☆ ひょうごっ子悩み相談（ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン）について

兵庫県教育委員会では、児童生徒のみなさんの困ったことや、悩みを相談できる窓口を設けています。

一人で悩みを抱え込まず、「ひょうごっ子悩み相談」や「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」に相談してみてください。

（ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットライン）

0120-0-78310

0120-783-111

（ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談・通報窓口）

0798-23-2120